

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第151号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成25年10月1日 15時00分ごろ
発生場所	播磨灘航路第5号灯浮標西方沖 兵庫県姫路市所在の上島灯台から真方位179°16,800m付近 (概位 北緯34°32.1′ 東経134°43.0′)
事故等調査の経過	平成25年10月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 福神丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	132722、福神海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、空船で大阪府阪南港を出港し、播磨灘を岡山県倉敷市水島港に向けて西南西進中、平成25年10月1日15時00分ごろ、播磨灘航路第5号灯浮標西方沖において、主機が停止し、漂流状態となった。</p> <p>本船は、燃料タンクの残油量を確認し、同タンクが空になっていることを認め、主機の運転不能と判断して海上保安部に救助を要請するとともに、運航者にタグボートの手配を依頼し、巡視艇が警戒監視を行う中、来援したタグボートにえい航されて姫路市家島沖に投錨した。</p> <p>本船は、家島沖で燃料油を補給し、翌朝、水島港に向けて出発した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、燃料タンクとして船倉内に設けられた容量約20klの船体付きタンクと機関室内に設置された燃料油常用タンクとを備えていたが、燃料油常用タンクを使用せず、船体付き燃料タンクの燃料油を直接主機に供給する方法を採っており、燃料油の残量を計測するには、甲板上の測深管から重り付きの巻き尺を降ろして計測する方法しかなかった。</p> <p>停泊用発電機は、主機と同じA重油を使用していたが、主機とは別の燃料油常用タンクを装備しており、本インシデント時も運転可能で</p>

	<p>あった。</p> <p>本船は、貨物の輸送契約上、燃料費が船主負担となっていたことから、極力余分な燃料油を積まないよう、燃料油の消費計算と残量計測を行って補給量と時期を決めていたが、阪南港出港前には、残量計測を行っていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、播磨灘を西南西進中、燃料タンクの燃料油の残量計測を行っておらず、燃料タンクの燃料油がなくなったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>本船は、主機への燃料油が、燃料油常用タンクを介して供給されていれば、同タンクに取り付けられた油量計や警報装置によって燃料油の残量が把握でき、本インシデントの発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、播磨灘を西南西進中、燃料タンクの燃料油の残量計測を行っておらず、燃料タンクの燃料油がなくなったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機への燃料油供給は、機関室に設置された燃料油常用タンクを介して行うことが望ましい。 ・ 適宜、燃料タンクの燃料油の残量計測を行い、常に残油量を把握しておくこと。